新障害者総合支援法施行令第二条第一項第一号	昭和二十二年法律第百六十四号）及び旧特区法第二十九条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）をいう。以下同じ。）第十九項までの規定（改正法附則第十五条第五項及び第十七項から第十九項までの規定並びに改正法附則第二十条の規定により改正された旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定並びに改正法附則第二十条の規定により改正された旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）に限る。）	新障害者総合支援法施行令第二条第一項第二号	平成十六年法律第百六十七号）、児童福祉法（第十二条の五第七項（改正法附則第十五条第一項の規定により改正された旧児童福祉法をいう。以下同じ。）及び旧特区法第十二条の五第十項の規定により改正された旧児童福祉法をいう。以下同じ。）第一項の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法第十五条第一項の規定により改正された旧児童福祉法をいう。以下同じ。）（同項の規定及び改正法附則第十六条第一項の規定により改正された準用旧児童福祉法の規定を含む。）	新障害者総合支援法施行令第二条第一項第二号	平成十六年法律第百六十七号）及び旧特区法第十二条の五第十項（改正法附則第十五条第一項の規定により改正された旧特区法第十二条の五第十項をいう。以下同じ。）（旧特区法第十二条の五第十項の規定により改正された旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定（改正法附則第十五条第五項及び第十七項から第十九項までの規定並びに改正法附則第二十条の規定により改正された旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）に限る。）	昭和二十二年法律第百六十四号）及び旧特区法第二十九条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）をいう。以下同じ。）（旧特区法第十二条の五第十項の規定により改正された旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定（改正法附則第十五条第五項及び第十七項から第十九項までの規定並びに改正法附則第二十条の規定により改正された旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）に限る。）	昭和二十二年法律第百六十四号）及び旧特区法第二十九条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）をいう。以下同じ。）（旧特区法第十二条の五第十項の規定により改正された旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定（改正法附則第十五条第五項及び第十七項から第十九項までの規定並びに改正法附則第二十条の規定により改正された旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）に限る。）
新認定こども園法施行令第一条	次のとおり	新障害者総合支援法施行令第四条第一項第一号	第二十二条第一項各号	新障害者総合支援法施行令第二条第一項第三号及び第二号並びに第二十六条の十六第一号	第二十二条第一項各号（第一号を除く。）
新子ども・子育て支援法施行令第十七条第二号	児童福祉法	新子ども・子育て支援法施行令第十七条第二号	児童福祉法	新子ども・子育て支援法施行令第十七条第二号	児童福祉法

新公認心理師法施行令第一条	次のとおり	新民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令第一条	平成十八年法律第七十七号	次に掲げる規定並びに旧特区法（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）第十九条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（以下「改正法」という。）附則第十二条の規定により改正された旧特区法をいう。以下同じ。）第十九項までの規定（改正法附則第十五条第五項及び第十七項から第十九項までの規定並びに改正法附則第二十条の規定により改正された旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）に限る。）	平成十八年法律第七十七号）及び旧特区法第二十九条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（以下「改正法」という。）附則第十二条の規定により改正された旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定並びに改正法附則第二十条の規定により改正された旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）に限る。）
旧特区法施行令第六条	法第十二条の五第四項第三号	旧特区法施行令第六条第八号	第六章	第七章	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第十二条の規定による改正前の法第十二条の五第四項第三号

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　旧試験合格者及び改正法附則第十五条第一項に規定する特区地方公共団体については、第十条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令（以下「旧特区法施行令」という。）第六条、第十条（旧特区法施行令第十一条の規定において読み替えて適用する場合を含む。）及び第十二条並びに準用旧児童福祉法施行令（旧特区法施行令第九条（旧特区法施行令第十一条の規定において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する第一条の規定による改正前の児童福祉法施行令をいう。）第十六条から第十九条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。